

美里町広報みさと有料広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美里町有料広告掲載要綱(平成20年告示第51号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、町が作成する広報みさと(以下「広報」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報の紙面のうち、町が指定する位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、縦50mm×横85mmを1単位とする。2枠連続のときは、50mm×175mmとする。

(枠数)

第4条 広告を掲載する枠数は、1号につき4枠とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

2 1号における広告掲載枠の割り当ては、1事業所につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲内で複数枠に掲載することができる。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報みさと又は町ホームページ等により行うものとする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、随時募集又は個別に案内することができる。

2 広告掲載希望者が募集件数を超えるときは、要綱第7条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1号単位とし、連続掲載は最長12号とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1号の1枠につき6,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広報への広告掲載希望者は、美里町広報みさと有料広告掲載申込書(様式第1号)により、広告物の見本を添付して、指定する期間内に町長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、美里町広報みさと有料広告掲載(決定・却下)通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者へ通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 要綱第12条の規定により還付する掲載料は、掲載を取り消した期間の総額とする。

(広告内容等)

第11条 掲載原稿(手書きでも可。ただし指定文字(ロゴマーク)や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出するものとする。なお、写真・デジカメはプリントしたもので、ネガは不可、データは可。デジカメは解像度がなるべく良いもの)は、掲載希望者が作成し、あらかじめレイアウトしたものを提出するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

(留意事項)

第12条 広告の表示内容等は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

町が推奨していると誤解をされるような表現をしないこと。

虚偽又は誇大な表現をしないこと。

(ホームページ公開での取り扱い)

第13条 広報みさとを美里町ホームページに公開するときは、広告は削除する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

美里町広報みさと有料広告掲載申込書

年 月 日

美里町長 様

住所又は所在地 _____
申込者 氏名又は名称 _____
代表者職氏名 _____
電話番号 _____
F A X 番号 _____

美里町広報みさと有料広告掲載実施要領第 8 条の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1. 広告の枠数及び号数

枠 数	号 数	備 考

(注)「号数」の欄は、「月号数」を記入ください。

2. 添付書類 広告物の見本（内容）

3. その他

申込みにあたっては、美里町有料広告掲載要綱及び美里町広報みさと有料広告掲載実施要領を遵守します。

広告内容には、著作権等の侵害や関係法令に抵触していないことを確約します。

様式第2号（第9条関係）

美里町広報みさと有料広告掲載（決定・却下）通知書

年 月 日

様

美里町長

美里町広報みさと有料広告掲載実施要領第9条の規定により、次のとおり広告掲載（決定・却下）をしたので通知します。

記

1. 決定区分

	決定（掲載します。）
	却下（掲載しません。）
	理由

2. 広告の枠数、号数及び広告掲載料

枠 数	号 数	広告掲載料
		円
		円
		円
合 計		円

3. 広告掲載決定通知の場合

（1）添付書類 納入通知書

広告掲載料の納付は、年 月 日までに一括して納付してください。

（2）提出書類 広告原稿を 年 月 日までに提出してください。

（3）掲載にあたっては、美里町有料広告掲載要綱及び美里町広報みさと有料広告掲載実施要領を遵守してください。